

第22期 第26回 農業委員会総会議事録

藤里町農業委員会

1. 召集及び開催月日

召集月日 平成28年7月28日

開催月日 平成28年8月4日

開催場所 藤里町役場議場

開催時刻 午前10時00分

終了時刻 午前11時45分

3. 召集者及び議長

召集者 会長 小森鉄雄

議長 会長 小森鉄雄

4. 出席委員の番号及び氏名

番号	職名	氏名	出欠別	番号	職名	氏名	出欠別
1	会長	小森鉄雄	出席	8	委員	佐々木靖夫	出席
2	委員	安保広政	出席	9	委員	田中文雄	出席
3	委員	成田初	出席	10	委員	市川一	出席
4	委員	永塚誠司	出席	11	委員	桂田善昭	出席
5	委員	山田一達孝	出席	12			
6	委員	石岡千代志	出席	13	委員	細田治男	出席
7	委員	細田茂廣	出席	14	委員	藤原信一	出席

5. 欠席委員の番号及び氏名

6. 議事日程

日程第1 会期の決定

日程第2 会議録署名者の指名について

日程第3 議案第51号 会長職務代理者の互選について

日程第4 議案第52号 農地法第3条の規定による許可申請について

7. 議事録署名委員

藤里町農業委員会会議規則第13条2項の規定による議事録署名委員は次のとおり

5番 山田一達孝

7番 細田茂廣

8. 事務局出席者

事務局長 小山隆久

事務局庶務係長 田代文久

開会 午前10時00分

事務局 定刻となりましたので始めたいと思います。

ただいまから第22期第26回藤里町農業委員会総会を開会します。

それでは、次第に従って進めてまいります。

はじめに、会長からあいさつをお願いします。

会長 水田を見ますと稲の花が咲き稲作は順調の中、8月に入りお盆が近づいてきております。

本日は、先回の会長職務代理者の互選について審議があります。

また、総会終了後には、研修がありますのでよろしくお願いいたします。

本日は、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

それでは、事務局から報告願います。

事務局 報告事項7月行事報告・8月行事予定について説明。

議長 ただいまの報告で、ご意見・ご質問はございませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、議事に入ります。

日程第1「会期の決定について」会期は8月4日本日1日限りとします。

日程第2「会議録署名者の指名について」慣例により当職から指名してもご異議ございませんか。

(異議なしの声)

それでは、5番山田一達孝委員、7番細田茂廣委員にお願いします。

日程第3「議案第51号会長職務代理の互選について」

事務局から説明願います。

事務局 議案の先月の総会の継続審議となります。

議案第51号会長職務代理者の互選について

藤里町農業委員会会議規則第16号第2項の規定により会長職務代理者の互選について下記のとおり提出する。平成28年7月4日提出 藤里町農業委員会。

藤里町農業委員会、会長職務代理者1名 氏名

議案理由 藤里町農業委員会会議規則

第16条会長が欠けたとき、又は事故あるときは委員が互選したものがその職務を代理する。

第2項前項の代理者は、あらかじめ互選しておくことができる。

先月13番委員から職務代理者についての案について審議をしていただきます。

議長 先回9番委員の案がありましたが本人が欠席していらしたので決められない等の意見がございましたので本日審議いたします。

4番 先回お話ししましたとおり田中さんがおりませんでしたので、今回は、田中さんの意思を確認していただくことにしたように記憶しております。田中さんには、会長職務代理について了解していただけたでしょうか。

議長 本人にお話しして内々の了解していただいております。

4番 だとすれば私は、異議ございませんので先回決めたとおり決定していただきたいと思っております。

議長 4番さんから意見がありました。皆さん意見ございませんか。
(異議なしの声)
会長職務代理者に9番田中文雄委員にお願いします。

9番 9番田中文雄委員が会長職務代理者に決定しました。
議長 よろしくお願ひいたします。
議長 9番田中文雄委員が会長職務代理者に決定しました。
議長 議案第52号農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第52号 農地法3条の規定による許可申請について、下記のとおり提出する。
農地法第3条の3第1項の規定により届出書が提出されたので、受理通知書を発行することについて意見を求める。
平成28年8月4日提出 藤里町農業委員会。
権利取得者 []、山本郡藤里町藤琴 []。
土地所有地藤里町藤琴 [] 他2筆、 [] 他2筆 地目田、藤琴 [] 他1筆 地目畑 8筆 13,948㎡について説明。
権利を取得した日、平成28年6月25日、権利を取得した理由は、父 [] 死亡による相続です。

議長 只今の許可申請について意見ございませんか。
(異議なしの声)
議長 議案第52号については、許可相当とします。
議長 議案につきましては、これで終わります。
議長 続いて協議について事務局から説明願ひます。

事務局 協議事項の11ページをご覧ください。
事務局 第60回秋田県農業委員大会における要請事項(案)です。
件名：農業経営の体質強化支援について、要請内容は、平成30年産米以降を目途に生産数量目標の配分を廃止するとしているが担い手の継続的な営農や農地の有効活用に支障を来たすことのないよう対応していただきたい。
また、飼料用米産に対する支援を継続していただきたい。
併せて中山間地域では、条件不利農地の集積が難しいことから、小規模農家であっても意欲をもって取り組める持続可能な政策を講ずること。
農地中間管理事業については、中山間地域などの条件の不利な地域では担い手の確保は難しい状況にあることから、中山地域の受け手に対する支援の充実や、地域特性に応じた取り組みが促進されるための、施策の充実と予算の確保を図っていただきたい。
効果については、米政策改革で農業経営所得の安定と、受け手に対する支援の充実で中山間地域の遊休農地解消が図られることです。

議長 只今の協議事項について意見ございませんか。
4番 事務局が説明した要請内容については、藤里町の農業状況の問題点と一致しますのでこの内容で良いと思います。

議長 他に意見ございませんか。
議長 ないようですので第60回秋田県農業委員大会における要請については事務局案のとおり秋田県農業会議に要請事項を提出します。

続いて、その他について事務局から説明願います。

事務局 ■■■■さんの互助会積立金清算について、■■■■さんが互助会を脱退しましたので別紙内容のとおり清算方法について皆さんから意見をお聞かせ願いたい。

4番 積立金は清算して返金して良いと思います。

議長 他に意見ありませんか。

ないようですので積立金は、清算して返金することとします。

これで、農業委員会総会を閉じます。

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためにここに署名する。

平成 28 年 8 月 4 日

藤里町農業委員会会長
議 長

藤里町農業委員
署名委員
(5 番)

藤里町農業委員
署名委員
(7 番)